

豊田市多面的機能支払交付金交付要綱

(通則)

第1 豊田市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。）に基づいて、活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、豊田市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5の1に定める活動組織、広域活動組織又は特定事業実施者（国要綱別紙7に定める者。）をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3 交付の対象及び交付上限額は別表1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について支援の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第4 交付を受けた活動組織等は、別表2の交付金欄に掲げる経費について、適正に会計経理をしなければならない。

(申請手続き)

第5 規則第4条に基づく申請書の様式は、別記様式1号（その1）のとおりとし、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請について、規則5条の規定に基づき審査し交付金を交

付することを決定したときは、別記様式 2 号により活動組織等に通知をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

（交付金額の変更）

第 7 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を追加又は減額する必要があるときは、第 5 の規定に準じて別記様式 1 号（その 2）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請について審査し、交付金を追加又は減額することを決定したときは、第 6 の規定に準じて追加又は減額の交付決定をするものとする。

（前金払の請求）

第 8 交付金の交付に当たっては、前金払とすることができる。

- 2 活動組織等は、第 6 及び第 7 による交付決定の通知を基に交付金の前金払を受けようとするときは、別記様式 3 号により市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第 9 活動組織等は、国要綱別紙 1 の第 5 の 7 及び別紙 2 の第 5 の 10 に規定される実施状況の報告を、毎年度 3 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実施状況の報告は、規則第 10 条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

3 第 5 の 2 のただし書きにより交付の申請をした活動組織等は、第 1 項の実施状況の報告を提出するに当って、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第 5 の 2 のただし書きにより交付の申請をした活動組織等は第 1 項の実施状況の報告を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した活動組織等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式 4 号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付金の額の確定）

第 10 市長は、規則第 11 条に基づき交付金の額を確定したときは、別記様式 5 号によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

（認定の取り消し）

第 11 市長は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、活動組織の活動が事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業を確実に実施することができないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項により認定を取り消す場合は、別記様式第 6 号により通知するものとする。

（活動の廃止）

第 1 2 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合には、別記様式 7 号により市長に申請しなければならない。

（交付金の返還）

第 1 3 市長は、国要綱に定める返還が生じた場合、又は第 1 1、第 1 2 に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要綱・要領に基づき返還させるものとし、別記様式 8 - 1 号により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、速やかに別記様式 8 - 2 号を提出するものとする。

3 市長は、前項に対して適当と認める場合は、別記様式 8 - 3 号により交付金の返還方法に係る承諾書を活動組織等に通知する。

4 前項の承諾を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

（交付金の精算）

第 1 4 市長は、国要領の第 1 の 1 2 の（1）、又は第 2 の 1 7 の（1）に定める清算に係る返還が生じた時は、別記様式 9 - 1 号により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、別記様式 9 - 2 号を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。

（交付決定前の活動）

第 1 5 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

（附則）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）平成 28 年 3 月 31 日付け 豊農整発第 2877 号

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）平成 30 年 3 月 19 日付け 豊農整発第 2917 号

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）令和元年 1 2 月 3 日付け 豊農整発第 1682 号

この要綱は、令和元年 1 2 月 3 日から施行し、改正後の豊田市多面的機能支払交付金交付要

綱の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（附則）令和2年12月24日付け 豊農整発第2103号

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（附則）令和4年4月27日付け 豊農整発第158号

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（附則）令和7年5月8日付け 豊農整発第51号

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 - 1

交付の対象		地目	10 アール当たりの交付単価	
農地維持活動（※1）		田	3,000 円	
		畑	2,000 円	
		草地	250 円	
資源向上活動（共同） （※3）	100%単価	田	2,400 円	（2,000 円）
		畑	1,440 円	（1,200 円）
		草地	240 円	（ 200 円）
	75%単価 （※2）	田	1,800 円	（1,500 円）
		畑	1,080 円	（ 900 円）
		草地	180 円	（ 150 円）
資源向上活動（長寿命化）（※4）		田	4,400 円	
		畑	2,000 円	
		草地	400 円	

【農地維持活動の交付単価について】

（※1）事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

（※2）農地・水保全管理支払の取組を含め 5 年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に 0.75 を乗じた単価とする。

（※3）資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に 5/6 を乗じた（ ）内の単価とする。

【資源向上活動（長寿命化）の交付単価について】

（※4）施設の長寿命化のための活動については、交付単価を以下のとおり設定する。

a. 直営施工を実施しない組織は、交付単価に 5 / 6 を乗じた額。

ただし、令和 6 年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、別表 1 - 1 に定める交付単価の欄に定める単価。

b. 広域活動組織を除く活動組織は、1 集落あたり年交付額上限 2 0 0 万円。

a、b のいずれか小さい額を年交付額の上限額とする。

別表 1 - 2

交付の対象	加算措置	地目	10 アール当たりの交付単価
資源向上活動 (共同)	多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(※1)	田	400 円 (300 円)
		畑	240 円 (180 円)
		草地	40 円 (30 円)
	農村協働力の深化に向けた活動への支援 (※1)	田	400 円 (300 円)
		畑	240 円 (180 円)
		草地	40 円 (30 円)
	水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) を推進する活動への支援 (※1)	田	400 円 (300 円)
	環境負荷低減の 取組	長期中干し	800 円
		冬期湛水	4,000 円
		夏季湛水	8,000 円
		中干し延期	3,000 円
		江の設置 (作溝実施)	4,000 円
		江の設置 (作溝未実施)	3,000 円

(※1) 農地・水保全管理支払の取組を含め 5 年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動(長寿命化)の対象農用地については、交付単価に 0.75 を乗じた()内の単価とする。

別表 1 - 3

交付の対象	組織の広域化・体制強化	交付額(1回)
資源向上活動 (共同)	広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40 万円

別表 2

交付金	交付金の対象
1 農地維持支払交付金	国要綱の別紙 1 の第 4 の農地維持活動に係る経費。
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	国要綱の別紙 2 の第 4 の 1 の資源向上活動（共同）、第 4 の 3 の組織の広域化・体制強化に係る経費。
3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	国要綱の別紙 2 の第 4 の 2 の資源向上活動（長寿命化）に係る経費。

【多面的機能支払交付金の運用について】

- 1 農地維持支払交付金について、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、資源向上支払交付金の活動に使用することができる。
- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）について、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の活動に使用することができる。
- 3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の活動に使用することはできない。
- 4 繰り越しした交付金（精算に伴う繰り越しも含む）については、前年度の実施状況の報告で定めた用途に従うこと。